

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・若者政策課
委 託 業 務 名	大津市ファミリーサポートセンター事業管理運営業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
概 要	大津市ファミリーサポートセンター事業管理運営業務 体制は、統括的・管理的な役割を果たす長となる者及び資格者のアドバイザーを配置すること。 1 会員募集、登録その他の会員組織業務 2 相互援助活動の調整・把握 3 会員等に対して相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務（国が提示する 24 時間講習の実施ほか） 4 会員等の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務 5 関係機関との連絡調整業務 6 定期的な広報紙を発行する等広報業務（年 2 回（5 月、9 月）ファミサポ通信おおつの発行ほか） 7 施設等に付属する備品、器具、機械の管理 8 施設等の衛生維持管理 9 大津市ファミリーサポートセンター事業の経理事務等の業務運営 10 業務日報の作成及び報告
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	14,545,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名 称〕 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	社会福祉法人大津市社会福祉協議会は地域社会の福祉の増進を事業目的として設置され、地域福祉を全市的にカバーしている公益性の高い法人であり、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員など地域に密接なネットワークを有していることから、効果的な担い手確保が期待できるとともに、安全・安心な活動が最も重要とされる当業務を、安定して推進できる唯一の法人である。また、当センター業務内容を熟知しており、円滑な運営が期待できる。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。